

令和5年度原子力規制委員会

第14回会議議事録

令和5年6月7日（水）

原子力規制委員会

令和5年度 原子力規制委員会 第14回会議

令和5年6月7日

10:30～12:15

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」の改正案及び意見公募の実施並びに原子力規制検査の運用改善のためのガイドの改正
- 議題2：核燃料施設等における原子炉等規制法に基づく法令報告の改善の検討状況と今後の方向性
- 議題3：「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」の成立及び今後の対応
- 議題4：ALPS処理水の海洋放出に関するIAEA包括レビューミッションの概要
- 議題5：令和4年度第4四半期における専決処理（報告）

○山中委員長

それでは、これより第14回原子力規制委員会を始めます。

最初の議題は「『原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド』の改正案及び意見公募の実施並びに原子力規制検査の運用改善のためのガイドの改正」です。説明は検査監督総括課の武山課長からお願いいたします。

○武山原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

資料1を御覧ください。

1 ページですけれども、本件は、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド、保安措置ガイドと申しておりますけれども、その改正案、それから意見公募の実施並びに重要度評価等に関する検査ガイドの改正の了承についてお諮りするものでございます。また、その他の運用と法定確認行為に係る手続のガイドについても改正をしましたので、その実績も御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、2. 保安措置ガイドの改正でございます。本改正は、平成28年1月のIRRS（総合規制評価サービス）ミッションにおける指摘を踏まえて、政令第41条非該当使用者及び核原料物質使用者における外部被ばく線量の測定に係る認定機関への委託や内部被ばく線量等の測定に係る測定器の校正等の信頼性確保の考え方を保安措置ガイドにおいて明確化するものでございます。

具体的な内容としましては、別紙1がございまして、別紙1は5ページ以降でございます。具体的な改正の本質的な中身については、12ページを御覧ください。通しの12ページでございますけれども、そこに非該当使用者等における放射線測定の信頼性確保の考え方の例がございまして、一番最初、1. は従事者の外部被ばくの線量測定についての認定機関への委託などについてでございます。認定機関とは以下のようなところを指すということで、日本適合性認定協会がISO/IEC（国際標準化機構/国際電気標準会議）に基づいて認定を取得した外部機関に委託をして行う測定、2番目が、非該当使用者等が、その認定を自ら取得して行う測定、3番目が、非該当使用者が、いわゆる海外で相互認証されているようなところの認定を受けたところに委託をする測定といったものが挙げられるということでございます。

また、2. ですけれども、管理区域などにおけるいわゆる汚染の状況の測定とか、内部被ばくの測定、それから人体に付着している汚染の測定といったものの測定器の校正については、校正等は必ずしもISOに基づく認定を受けた機関により実施することを求めるものではないと。しかしながら、そういった外部機関に委託する場合には、次の14ページにいただくと、校正によって機能を維持することが求められているので、その委託機関が校正を適切に行っていることを確認することが望ましいと。確認方法としては、公的な認証・資格の取得状況を確認することや、契約などで確認事項を定めて、それを確

認していくといったことが考えられます。

校正等は、毎年必ず実施することを求めるものではなく、目的や対象に応じて必要な精度を確保できるよう計画的に実施することが望ましいと。記録についても、測定に関する記録の保存期間を考慮して、保存期間を設定することが望ましいといった内容を定めるということでございます。

このような定めをして、これについて任意の意見募集を行いたいということでございます。それについて御了承いただきたいということでございます。期間としては、本日認めていただけたら、明日から7月7日まで30日間ということでございます。

次の内容でございます。運用の実績を踏まえた検査ガイドの改正でございまして、これについては継続的な改善をするということで、昨年11月と今年3月に意見交換会合などで事業者と議論をした上で、ガイドの改正を作成しました。

まず最初、原子力安全に係る重要度評価ガイドでございます。これについては多岐にわたりますが、主な内容としましては、まず附属書の2の重大事故等対処及び大規模損壊対処に対する重要度評価ガイドでございます。具体的には通しの番号で言うと25ページになります。

25ページで、今回、実際の緊急事態等の発生時に、検査指摘事項の重要度評価についてあらかじめ定めていた定性的な評価基準を廃止して、個別事象ごとに重要度評価・規制措置会合（SERP）で検討するというように改正をしたいと思っております。

また、緊急事態等の発生状況によっては、原子力規制検査以外の規制手段による対応が考えられることから、その場合にはこの方法は適用しないこともあり得るということを追記するものでございます。

附属書4の公衆放射線安全に関する重要度評価ガイドでございます。これについては通しの33ページを御覧いただければと思います。管理区域境界の管理ということでございまして、いわゆる管理区域と非管理区域の境界で、もし管理区域からの放射線によって、非管理区域のところで管理区域の基準を超えるようなものがあつた場合の重要度評価プロセスを定めております。

附属書の5でございますけれども、火災防護に関する重要度評価ガイドにおいてのお話でございます。これは具体的には通しの51ページでございます。例えば簡易的に評価をして重要度評価が白以上になる可能性がある場合に、従来、そうした詳細、評価について原子力規制庁の方で事業者からデータを取得した上で行っていたわけですが、基本的にはこれは事業者にもまず詳細、評価を求めるということにしたいという改正でございます。

附属書の10、核燃料施設等における重要度評価ガイドにおけるものでございます。これについては、具体的には通しの84ページを開いていただければと思います。今回、いわゆる政令第41条該当使用施設における初期境界評価を追記しております。先般、ウラン加工施設についても同様な初期境界評価を定めてございまして、それに倣った形で、今回、実

態に合わせた形で制定をしたものでございます。

(2) 番で核物質防護に係る重要度評価ガイドでございます。通して96ページでございます。今回改正したものは記載の適正化でございますが、いわゆる検査指摘事項に該当すると判断するクライテリアをセーフティに合わせる形で四つから三つにするということでございまして、今回削除するものは、ほかの三つのクライテリアとダブるところがあるということでございます。こういう改正をしたいということでございます。

それから、気付き事項のスクリーニングに関するガイドでございます。これについては、具体的には137ページを御覧ください。今回、気付き事項のスクリーニングガイドで、軽微事例集、いわゆる指摘しなかった事例についてですけれども、従来、米国の事例集をそのまま引用してきていた形ですけれども、一部、国内に適用をしづらいものがあるということで、今回、国内実績に基づく軽微事例集を附属書として制定しようということでございまして、137ページから実用発電用原子炉における事例、143ページから核燃料施設における事例を今回載せたということでございまして、検査官の参考にしていただきたいということでございます。

4番目としては、安全実績指標に関するガイドでございます。これについては、具体的には154ページをお開きください。本件は、いわゆる安全系の機能故障件数といわゆる重大事故等対処設備の機能故障件数という二つの指標があるわけですけれども、ある設備において、安全系でもあるし、いわゆる設計基準事故対応施設でもあるし、重大事故等対処設備でもあるというものがあつた場合に、それが故障した場合には、両方の指標に1ずつカウントするというのを明確化するというものでございます。一部そういう算定をしなかった事業者があつたりとかしたものですから、今回明確化するというものでございます。

以上がまず御了承いただきたい改正でございまして、次に別紙3、158ページにおいては、昨年度改正した後に、我々の運用を踏まえていろいろな改正をしております。その改正した概要を書いてございまして、共通的な検査制度の運用ガイドについては、事業者とのコミュニケーションということで、例えば実際に我々が巡視をしていることについて、きちんと客観的な目でやっていくということをいろいろ書いております。

また、チーム検査については、基本的には3か月前に事業者にスケジュールを提示するというようなことを記載しております。

あとは報告書の記載のルールだとか事務手順についての記載、あと基本検査運用ガイドについては、検査官の検査の視点をより分かりやすくするというで記載をしておるといふ内容でございます。

私からは以上でございます。

○山中委員長

御質問、御意見等ございますか。

どうぞ。

○田中委員

3. の検査ガイドの改正につきましては、運用実績を踏まえ、また検査制度に関する意見交換会合等での議論を踏まえて継続的な改正案を作られたということは理解いたしました。

1 個質問なのですが、2. の保安措置ガイドの改正については、政令第41条非該当使用者及び核原料物質使用者における内部被ばく線量の測定、外部被ばく線量の測定に関するものであるかと思うのですが、8 ページの下の部分とか参考にありましたとおり、非該当使用者等として、両者への対応を同じように扱っているのですが、同じような扱いでよろしいのでしょうかという質問でございます。

○熊谷原子力規制部検査グループ核燃料施設等監視部門統括監視指導官

お答えします。核燃料施設等監視部門の熊谷と申します。

2. の今回非該当使用者、核原料使用者に外部被ばく線量等々を求めた理由といたしましては、この両者は、まず品質保証の規定が部分的にしかかかっていないということと、また保安規定も要求していないということもありまして、他の施設と横並びの要求を図るには、そこを手当てしなければいけないということで、今回この保安措置ガイドにその部分を追記して求めるものでございます。

実際の求め方は、我々は10年に1回、彼らへの検査を行っておりますけれども、その施設の状態だとか、また使用の頻度に応じて、この求め方はその場で検査官が判断して、運用していきたいと考えております。

考え方は以上でございます。

○田中委員

質問したのは、非該当使用者と核原料物質使用者に対して同じような考え方で扱っているのかという質問だったのです。

○熊谷原子力規制部検査グループ核燃料施設等監視部門統括監視指導官

そちらは、規則上は、測定器の機能維持に関しては規則で同じ要求をかけておりますので、要求としては同じ。ただし、我々の検査で指摘するかどうかの強度は、その場の状態に応じて判断していきたいと考えております。

○山中委員長

よろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。

○伴委員

やはり2. の非該当使用者及び核原料物質使用者の話なのですが、測定の信頼性の確保が必要であって、それを文書として規定しようとするところなるというのは分かりますし、12ページから14ページに書かれていることは妥当だと思うのですが、一方で、現実を見たときに、ここに含まれる使用者といいますか、その中には、本人が元々使いたくそれを導入したわけではなくて、たまたま譲り受けて、やむを得ず保管だけしているような人もいるわけです。そういう人たちに対して、確かに実際にその場へ行ったときに何

が必要であれば指導するということもあるのでしょうか。それだけで足りるのかどうか。すなわち、こういう改正をしたとしても、まずその事実自体が知られなかったりするということもあると思うので、どういう形でこちらから積極的に働きかけていくのかということと、あと、その時々で検査官の判断で適切に対応しますというのですけれども、検査官の求める水準にばらつきが生じないようにするためにどういうことを考えているか、その点を教えてください。

○熊谷原子力規制部検査グループ核燃料施設等監視部門統括監視指導官

核燃料施設等監視部門の熊谷です。

まず周知の仕方は、一般的なパブコメ（パブリックコメント）では恐らく情報が届かない方々もおられると思いますので、説明会を開催しますし、別途、この方々には郵送で資料をお送りして、個別の意見をやり取りするというのも考えたいと思います。また、検査に行った際には、そもそも求める目的や趣旨を説明して、理解を深めていただきたいと思います。

2点目の検査官の力量につきましても、おっしゃるとおり検査官でばらつきがあつては困りますので、我々、この非該当を担当する検査官の中で、どういう場合はどういう求め方をするのかという共通認識を図るということを進めていきたいと思っています。

○伴委員

そのようにお願いします。

○山中委員長

そのほかいかがでしょう。

○杉山委員

通しページ33ページに関して、先ほど変更点ということで御説明いただいた管理区域境界の管理に関して、この項目の中身は妥当だと思うのですが、これが新たに加わったというのは何かきっかけがあったのでしょうか。

○武山原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

検査監督総括課長の武山です。

令和3年度だったかと思うのですが、高浜で固体廃棄物貯蔵庫の壁があつて、固体廃棄物貯蔵庫というのはいわゆるスタンドアロンであるものなのですが、その外側は非管理区域で、中は管理区域なわけです。外側の非管理区域のところで線量が高かったという事例があつて、我々は検査指摘事項として指摘をしたのですが、それがあつたことで、本来、非管理区域なので、周辺のいわゆる一般の従事者、放射線業務従事者ではなくて一般の職員とか、そういう方々も通ったりする可能性があるということで、そう考えると、いわゆる従事者の放射線安全というよりも、公衆の放射線安全でそういうものを評価するというところもあるのではないかと、このような枠を作って、こちらで評価できるような形に拡充したというのが今回の話です。

あと、この検査は令和2年度の第4四半期で指摘をしたものです。

○杉山委員

ありがとうございました。よく分かりました。

もう一つ、具体的なページで言うと通しページの48ページ辺りからなのですけれども、火災防護に関する重要度評価で、フェーズ1で緑と判断できなかった場合にフェーズ2に飛ぶと。質問の内容は今回の変更に関わることではなくて、フェーズ2では火災PRA（確率論的リスク評価）を原子力規制庁自身が結構詳細な評価を行うという内容だと思っておりますけれども、今回、改正の中身は、いきなり原子力規制庁がやるのではなくて、まず事業者の評価をということだと思っておりますけれども、そもそもこれまでの運用でも原子力規制庁側が火災PRAをやるという流れにはなっていたと思っておりますけれども、実際このフェーズに行った事例というのはあったのですか。技術的に非常に興味があるのです。

○武山原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

検査監督総括課長の武山です。

事例は、美浜3号の火災防護の検査をやって、我々の方で指摘をしています。それはいわゆる電線管の耐火の状態と、併せて制御盤の耐火の状態というのがあって、特に制御盤の方が実はフェーズ2の更に詳細までやっています。基本的には低圧制御盤なので、結果的には低圧制御盤であるがゆえに、一つの盤が燃えたとしても、中が燃えたとしても、外側の隣り合った盤には影響はしないだろうという評価をできたのですけれども、それをやるに当たって詳細評価をするということになったのですけれども、それについては我々の方でNRC（米国原子力規制委員会）とやり取りをして、NRCの方でドキュメントがいろいろニューレグ（NUREG（米国原子力規制委員会の報告書））とかがありますので、そういったものを見ながらやったという経緯がございます。

こういったものは、基本的には、本来であれば彼らが火災防護の措置をする際にそういう評価をした上で、むしろ何かそういう不適合があった場合ですけれども、評価をして、どうだったのかということを中心に自分で改善するということが今回必要だろうと思えますし、実際それが新しい検査制度の趣旨でもありますので、そのような形にしたいということでございます。

○杉山委員

ありがとうございます。

原子力規制庁側として実施するにおいても、我々の力量が必要になることだと思って、既に実績もあるということで、非常に参考になりました。ありがとうございました。

○山中委員長

そのほかいかがでしょう。

石渡先生。

○石渡委員

96ページなのですが、チェックリストから安全実績指標（PI）に関係した項目を除くということなのですけれども、このPIというもののそのものを削除、なくすということなので



すか。それとも単にチェックリストを安全側に合わせるというお話だったのですけれども、その辺の説明をお願いします。

○武山原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

検査監督総括課長の武山です。

いわゆる核物質防護に関するPIは残します。実際には、例えば侵入感知装置がどのぐらい生きてるかとかということが幾つかあるのですけれども、そういったPIは残します。例えばPIにおいても緑とか白という閾値があるわけですが、その閾値を超える原因になるかどうかというのが今回、クライテリアの一つになっていますけれども、PIは残した上で、PIの中でもしそれが緑から白になれば、それは当然白という形で我々は判定をして検査をするわけですが、それとは別に何か検査指摘事項、我々がフィールドで検査をして何か不具合があって、それがいわゆるPIの閾値を超えるようなものになるかどうかという視点を書いたのがこの視点でございまして、基本的には、例えば上にある核物質防護の目的に悪影響を及ぼしたとか、前兆につながるとか、重大な問題をもたらすとかいうどれかに必ず入るようなものだろうということで、一番下のものはなくして、いわゆるシンプルなものにしたいということで、三つのカテゴリーにしたということでございます。

○石渡委員

分かりました。そうすると、指標そのものは従来どおりということですね。

○武山原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

そのとおりでございます。

○石渡委員

了解しました。

○山中委員長

そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

非該当施設についてのコメントが何人かの委員から出ましたけど、私も同じような考えで、丁寧に説明をしていただければと思いますし、検査官の間でばらつきがないように対応していただければと思います。よろしく申し上げます。

それと、137ページからの軽微事項の事例集、3年間、実際に新しい検査制度を運用していただいて、米国の軽微事例が当てはまらない事例というのはちなみにどんな事例になるのですか。

○武山原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

我々が検査をやって苦勞したのは、特に被ばくです。被ばくで、例えば管理区域に入る際には許可が要るわけです。承認が要るわけです。例えば承認をしなくて入ってしまった場合があって、その場合に、結果的に被ばくしなかったという場合もあれば、幾つか被ばくした場合もあったりするわけで、その部分で実はアメリカの場合には閾値みたいなものが実はあって、閾値を決めているのです。それはNEI（米国原子力エネルギー協会）、向

このATENA（原子力エネルギー協議会）みたいなところがあって、そこいろいろNRCがやり取りをした中で運用的に決めているところがあるのですが、そういったものが日本ではなかなか難しいかなというのがあって、我々の方はむしろシンプルな形で、承認されていないということはきちんと管理されていないのだからということで指摘をすることにしてはいるのですが、そういうところがちょっと違っていたりとか、あとは設備的なものからいえば、それは除外すればいいのだと思うのですが、アイスコンデンサ型のものがあつたりとか、今はもう廃炉になってしまっていますのであれですが、みtainなところもあつたりとか、細かいそういう運用のところでは少し日本とアメリカの違いがあるかなと思っています。

○山中委員長

今回作っていただいたものは、あくまでも国内で見つかった軽微事例ということで整理いただいたということですか。

○武山原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

そうです。国内のものをやっています。

○山中委員長

了解です。

そのほかいかがでしょう。

よろしいですか。

それでは、別紙1のとおり保安措置ガイドの改正について了承し、意見公募の実施を了承してよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山中委員長

ありがとうございます。

検査ガイドの改正について、加えて了承してよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山中委員長

ありがとうございます。

それでは、そのとおりといたします。

続いて、本日は泊原子力規制事務所から森園所長、柏崎刈羽原子力規制事務所から渡邊所長に御参加いただいておりますので、順に御発言をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○森園泊原子力規制事務所長

泊原子力規制事務所の森園です。よろしくお願いいたします。

まず初めに、山中委員長におかれましては、令和4年6月の泊発電所視察の際に、時間もなかったにもかかわらず発電所検査官室に来ていただき、検査官室の状況を見ていただくとともに、励ましのお言葉を頂いたこと、また杉山委員におかれましては、令和5年2

月の泊発電所視察後、オフサイトセンターにおいて事務所職員との意見交換等を行っていただき、アドバイス等を頂いたことについて、本当にありがとうございます。

委員や原子力規制庁幹部の方とお話しすることで、事務所職員も励みになりますので、これからも、発電所に来所された際は、可能な範囲で是非事務所職員とのコミュニケーションの場を設けていただければ幸いです。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、泊原子力規制事務所の活動状況と、泊発電所の現状について説明させていただきます。

泊原子力規制事務所の活動状況についてですが、現在、私を含め、運転検査官2名、防災専門官1名、放射線防災専門官1名、核物質防護対策官1名と事務補佐員1名の合計6名が勤務しております。

検査に関しては、フリーアクセスにより現場確認を行うとともに、発電所各担当部門と意思疎通を図りながら、記録等の提出を依頼するとともに、気になることや不明な点などについて事業者の見解を求めた上で、事務所内で協議し、問題ないかどうかを判断しています。

なお、日々、事務所のミーティングや実監デイリーミーティング等において、CR（コンディションレポート）情報や気になることなどについて共有するとともに、判断に迷うことなどがありましたら本庁（原子力規制庁）担当部門に相談し、アドバイス等を頂きながら検査等を行っている状況です。

防災及び放射線業務に関しては、防災専門官と放射線防災専門官がお互いに協力し合いながら業務を行っていることから、相乗効果やワーク・ライフ・バランスの推進につながるものではないかと期待しているところです。

次に、事務所職員が協力して行った業務効率化の取組について、3点ほど紹介させていただきます。

1点目は、事務所運用業務の効率化についてですが、発電所入構要領や発電所の操作要領、トラブル対応要領、事務補佐員業務要領などを整備、改正し、新たに着任された方でも基本的に対応できるようにしたこと。

2点目は、検査業務の効率化についてですが、検査官が自主的に検査記録等を整理、ファイリングして、一定期間、所定の書庫に保管し、事務所職員の誰もが閲覧でき、知識の共有を図ることとしていること。

3点目は、自治体対応業務の効率化ですが、約1日かけて関係町村にお伺いし、四半期ごとの検査結果の説明や意見交換等を行っていましたが、4町村と北海道庁の方と協議し、令和5年5月18日に防災ネットワークを活用した説明会を実施しました。今後、防災ネットワークを活用した説明会を何回か行い、特に支障がなければ本格運用することとしております。

続きまして、泊発電所の現状について説明させていただきます。

1号機及び2号機は2011年4月と8月に、3号機は2012年5月に定検（定期検査）を開

始しており、それ以降、それが継続している状況です。

新規基準としましては、2022年11月に旧防潮堤の撤去工事がおおむね完了したことから、防潮堤の準備工事、これは岩盤まで掘削するための土留め工事が行われている状況です。

そのほかにもアクセスルートのトンネル工事なども行われています。

新防潮堤準備工事につきましては6月5日から、アクセスルートのトンネル工事につきましては6月12日から、2交代制で作業を行うことになっております。現在、両方の工事に約400人の作業員が従事している状況であります。ピーク時は1,500名程度の作業員が従事するの事を事業者から聞いております。なお、検査官としては、工事の状況等について確認しているところではあります。発電所幹部とのコミュニケーションの場において労働災害等が発生しないよう、安全第一に十分注意をして作業を行っていただくとともに、作業管理の徹底をお願いしているところです。

泊原子力規制事務所からの説明は以上となります。ありがとうございます。

○山中委員長

ありがとうございます。

御質問、御意見等ございますでしょうか。

○田中委員

森園所長、どうもありがとうございます。

1個教えてほしいのですけれども、特に冬場なんかは結構雪が降ったり、寒くて大変だと。そういうときにどのようなことに留意して活動されているのでしょうか。

○森園泊原子力規制事務所長

雪自体は除雪車等で除雪するので、通行に影響はないのですけれども、ただ、猛吹雪になった場合はホワイトアウト等になりまして、発電所もままならない状況になります。

また、雪が固まって凍りつくという状況になりますので、転んでけがをしないように、巡視等においては気をつけて活動しています。

○山中委員長

そのほかいかがでしょう。

○杉山委員

2月にオフサイトセンター及び事務所を訪問させていただきました。

その際に、職員の住宅あるいは職場で何か問題がないでしょうかというようなお話をさせていただきました。今の雪の話に関しては、道はよくても、冬期に仮に緊急で出勤しなければいけないなんていうときに車をすぐに出すのが結構大変だとか、そういったことはお聞きしております。それに対して何かできることがないかということは既に持ち帰って話しているところでもありますけれども、その辺は非常に大変な中で、ふだんの業務を行われていることと理解しております。

あと、現場で、今、泊3号の審査に関しましては、以前、進捗がよろしくないというこ

とで、その話も2月の訪問時には一緒にしたかと思えますけれども、その後、審査の進捗ですけれども、大分スムーズになってきておりまして、審査チームも審査の進捗に手応えを感じております。

そういった審査の進捗の方も見ながら、日々の点検において、今後現場がこうなっていくということを踏まえて、これからも続けていただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○森園泊原子力規制事務所長

いろいろありがとうございました。

防災車がすぐ出られるように、車庫等の建設について、北海道庁の窓口の方に相談しまして、やっと最近、建ててもいいよという許可が下りましたので、これから車庫の建設等に向けて人事課地方班と協議していきたいと思っております。

また、検査の状況等については、月1回、発電所幹部とのコミュニケーションの場を設けていますので、そこの辺からも適宜情報を入手し、なるべく把握していきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○山中委員長

そのほかいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

森園所長、去年はどうもありがとうございました。

意見交換をさせていただいたときに、他の発電所と比較して職員の技量がどうだというようにいろいろな御意見を伺って、記憶に非常によく残っております。

泊発電所は、私が視察あるいは現地調査をさせていただいた発電所の中では、かなり雪国の仕様になっているような発電所だったと認識をしております。毎年冬の時期というのは厳しい状況になろうかと思えますけれども、いろいろ環境改善等で御要望は既に出されていると思うのですけれども、何か付け加えてこういう点というような御要望があれば、もし今、聞かせていただくところがございますたらお聞かせいただければと思うのですけれども、何かございますでしょうか。

○森園泊原子力規制事務所長

泊原子力規制事務所の森園です。

検査等については、適宜、本庁担当部門と相談させていただきながら行っており、比較的スムーズにやっているのかなと思っております。

また、検査等で必要な物品等については都度、人事課地方班と相談し、購入していただいているところから、現在、事務所としては特に要望等はありません。

そういう要望がありましたら、また関係部署と相談しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○山中委員長

ありがとうございます。

長官のアイデアだと思うのですが、パソコン上で日々のいろいろな要望をすぐに発信できるようなシステムを組んでいただいておりますので、何か緊急での御要望がございましたら、パソコン上で御要望いただければと思います。

森園所長、どうもありがとうございました。

それでは、柏崎刈羽原子力規制事務所の渡邊所長から御説明をお願いいたします。

#### ○渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長

柏崎刈羽原子力規制事務所の渡邊です。よろしくお願いいたします。

初めに当事務所の体制ですが、当事務所は私も含めまして運転検査官4名、防災専門官1名、放射線防災専門官1名、核物質防護対策官1名、事務補佐員1名の計8名で業務を実施しております。

先ほども話ございましたが、体制に関連して、昨年冬、柏崎でも何度か大雪になりました。官舎やオフサイトセンターでの車や道路の除雪、緊急時での体制確保など、苦勞した部分もありましたが、本庁、特に人事課地方班などの協力もあって、何とか対応することができました。最近、異常気象が各地で発生していますが、改めてこういった天気に関する事前準備や早めの判断の重要性を認識しております。

あと、柏崎刈羽原子力発電所の状況ですが、ここの発電所の特徴として、ユニットが全部で7基あり、管理する施設や機器が非常に多いこと、そこに従事する人が多いこと、あと発電所の敷地が広いことなどが挙げられます。現在、1号炉から7号炉は全て長期停止中ではありますが、このうち6、7号炉については新規制基準対応を東電が表明し、対策工事を実施しているところでございます。

柏崎刈羽原子力発電所では、東電の社員及び協力会社を合わせて日々約4,000人から多いときで5,000人が作業に従事している状況です。そういった状況からも、協力会社を含め、コミュニケーションや連携といった観点や安全管理、リスク管理は非常に重要です。

次に、原子力規制検査の実施状況について説明をいたします。

新検査制度は令和2年4月から運用を開始していますが、こちらの発電所は事前に試行したということもございまして、事業者の制度に係る理解や協力もよく、例えば事業者の端末、パソコンが検査官室に配備されてございまして、CR情報であったりマニュアル、図面など、アクセスもスムーズにできてございます。

検査については、我々は日々のCR情報、サーベイランスや作業計画などを基にサンプリングしていますが、現状は工事や事業者活動の多い7号機や6号機を中心に日常検査を実施しています。

あと、原子力規制検査を運用するに当たって、事務所内での意見交換、連携であったり、事業者との関係においては良好なコミュニケーションに注意しています。

事務所内での意見交換、連携については、フリーアクセスということではあるのですが、検査官がばらばらに動くのではなく、事務所として一体で対応することが肝心だと思っており、Garoonやネットワークフォルダの活用に加えて、主なCR情報や日々の個々の検査官

の実績、検査官の懸念など、毎日の夕会を通じて意見交換を行っています。

事業者とは、我々検査官の懸念なり問題意識を検査官室内のホワイトボードに記載して、事実関係などの収集に役立てたり、進捗管理を行ってございます。

そのほか、年2回は事務所と事業者幹部との間で、運用面での改善を含めて、お互いささいなことでも意見交換を行うということで、できていると思っています。

また、柏崎刈羽原子力発電所では、令和2年度に発生した核物質防護事案に係る検査指摘事項、白及び赤があったことで、現在、検査区分がⅣとなっており、令和3年4月から追加検査を実施しています。事務所も本庁と連携しながら、例えば東電職員等の行動観察を実施したり、不要警報などの監視状況を現場で確認しております。

最後に、当事務所は従前から広報など対外対応にも力を入れており、毎月、事務所として地元のマスコミを対象とした定例の記者会見を実施しているほか、地元の地域の会に参加し、最近の原子力規制委員会での議論であったりトピックスなど、地域住民に丁寧に説明を行っています。

柏崎刈羽原子力発電所では、最近細かいトラブルが幾つか発生してございます。例えば5号機のランドリー火災、5号機の海水熱交換器建屋における海水の漏えい、6号機に関する書類紛失も最近ございました。これら一つ一つの事案は、いずれも原子炉施設の安全や核物質防護に影響を与えるものではありませんが、地元の関心も高いということもあり、日常検査の現場確認の状況などについて、必要に応じ随時説明をしております。

柏崎刈羽原子力規制事務所からは以上となります。ありがとうございました。

○山中委員長

ありがとうございます。

御質問、御意見等ございますでしょうか。

○田中委員

渡邊所長、どうもありがとうございました。

先ほど、柏崎刈羽では7基あり、機器が多い、また人数も多いのだという話とか、いろいろなPP（核物質防護）関係もある、また地元とのコミュニケーションも大切であるということで、様々なことをやられていると思うし、その一方で、7名プラス1名、合計8名の方でやらなければいけないということで、大変だと思うのですけれども、特に注意してやっているところはどのようなところなのでしょう。

○渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長

柏崎の渡邊です。

特に注意しているというのは、先ほどお話ししたような情報共有を事務所の中で図ることと、現場での状況をつぶさに確認をする。これは現場の巡視であったり、CR情報などを見て、現場が今どうなっているかを把握して、それを中で共有する、これが一番大事かなと思って心がけています。

○田中委員

分かりました。

○山中委員長

そのほかいかがでしょう。

○伴委員

伴です。

今の質問にも関連するのですが、サイトが非常に広くて、設備、備品等の点数が多くて、対外対応にも力を入れているところに、セキュリティ事案が発生して、追加検査にも関わることになったということで、業務量が相当なものだと思うのですが、それを回していくためのリソース配分等で何か工夫しておられることはあるのでしょうか。

○渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長

柏崎の渡邊です。

追加検査については適宜本庁と連携しながら、今、セキュリティの対策官もいますので、分担しながらやっています。

今、幸か不幸か1号から7号については長期停止中ということもあって、必ずしも機能的には見る設備が多くないということもあって、サンプリング的にはそれほど苦労はしないのですが、これが運転をもしするとなると、我々が管理する、検査で見なければいけないことも多いので、そうなる今この陣容ではちょっと足りないかなとは思っています。

○伴委員

ありがとうございます。

○山中委員長

そのほかいかがでしょう。

○石渡委員

委員の石渡です。

渡邊所長、2月に田中委員と一緒に視察にお伺いしたときにお世話になりました。

あのときは主にセキュリティ関係、特に私の場合は自然環境との関係、セキュリティ監視との関係を主に注意して見てきたわけですが、あそこは海沿いにあるということと、それから冬場、特に天気が荒れたときに、雪とか、あるいは海からの風で砂が舞うというようなことがある場所ですので、天気が荒れたときに監視をするというのが、困難があるということですね。特にそういう荒天時にきちんと監視が行われているかどうかというような点に、大変だと思えますけれども、注意をして見ていただければと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長

柏崎の渡邊です。

今、石渡委員がおっしゃるとおり、その辺が非常に重要であるとは認識しております。今、東京電力、事業者も、荒天時の対応整備等々、いろいろと検討して準備をしておりますので、その状況についてはしっかり確認をしていきたいと思っています。



○石渡委員

よろしく願いいたします。

○杉山委員

杉山です。

今は核物質防護の点で問題点ばかりフォーカスされてといいますが、あとは様々なトラブルも伝わってきて、なかなかうまく回っているところを見聞きする機会が余りないのですけれども、現場に常時いて、東電社員とコミュニケーションを図りながら、日々の検査を行っている。その中で感じた率直な様々なところを改めてお聞かせいただきたいと思えます。問題点は問題点で当然重要視しておりますけれども、その他のうまく回っている点などについて、この場ではなくて、また聞かせていただく機会を持てたらと思っております。

よろしく願いします。

○山中委員長

渡邊所長、何かこの場で御発言はございますか。後日でも結構です。

○渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長

柏崎の渡邊です。

柏崎刈羽原子力発電所に来て肌感覚で感じるのは、東京電力自身もいろいろ変えようとする意識は感じますし、それに対していろいろな対応をしていくこと自体は評価いたしますが、大きい組織、大きい発電所ということもあって、末端の中でいろいろコミュニケーションを含めて行き渡っているかというところが、若干まだできていないところもあるのかなというのがあって、その辺がまだ課題としてあるのかなとは思っています。

そういう意味で、ある程度東京電力も努力しているし、やっちはいるものの、まだ細かいところでもうちょっと努力していただく必要があるかなとは思っています。

○山中委員長

よろしいですか。

渡邊所長、ありがとうございます。私も今年の1月末、大雪警報が出ている中で現地調査をさせていただいて、非常に御苦勞をおかけしたかと思えます。本当にありがとうございます。

柏崎刈羽原子力発電所は今、非常に注目されている発電所でもございます。御苦勞をおかけしているかと思えます。所長の御発言の中で、CRに日々アクセスをしていただいているというお話を本日も頂きましたけれども、何かここ1年あるいは半年余りで、CRに何か変化を感じられるような点がありましたでしょうか。何かもしありましたらお教えいただければと思います。

○渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長

柏崎の渡邊です。

CR情報については、大分以前と変わって、新検査制度運用に伴って変化は起きているの

ですが、現場のささいなことでも上がってくるようになって、件数としては多くなっています。

ただ、件数が多くなっているがゆえに、その対応が少し、ややもすると是正処置がちょっと遅れがちになっているところもあるので、その辺はしっかり見ていきたいとは思っています。

○山中委員長

ありがとうございます。

内容あるいは質的に変わってきたような点は感じられますでしょうか。

○渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長

内容としては特に大きく変わるものではないですが、今までは特にCRにしなかったような小さいレベルのものも上げてくるようになったということだとは思っています。

○山中委員長

ありがとうございます。

そのほか御質問、御意見ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、森園所長、渡邊所長、どうもありがとうございました。お忙しい中、本当にありがとうございました。

以上で議題1を終了したいと思います。

次の議題は「核燃料施設等における原子炉等規制法に基づく法令報告の改善の検討状況と今後の方向性」です。説明は実用炉監視部門の杉本管理官からお願いいたします。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

緊急事案対策室兼実用炉監視部門の杉本でございます。

資料2に基づいて御説明いたします。

まず、「1. 趣旨」ですけれども、この議題は、原子炉等規制法に基づく核燃料施設等に関する法令報告の改善に関して、これまでの検討状況を報告するとともに、これを踏まえた今後の対応についてお諮りいたしますので、その了承を頂きたいというものでございます。

「2. 経緯」ですけれども、原子炉等規制法第62条の3に基づく法令報告の改善につきましては、昨年3月の原子力規制委員会で、報告書の提出期日、10日以内に報告するといったものを遅滞なく報告するといったような改正を行ったこととか、あるいは発電用原子炉施設において制御棒の過挿入事象に対する法令報告を見直したということもございました。そして、既に関係規則あるいは訓令の改正を行っております。

その際に、核燃料施設等、試験研究炉も使用施設も含みますが、そういったものに関して、故障に係る法令報告に対してグレーデッドアプローチの考えを適用するといったことや、あるいは廃止措置段階の法令報告対象についての検討が途上となっております。

また、昨年を見直しの際に行ったパブリックコメントで、核燃料物質によって汚染され

たものが盗まれたり所在不明になった場合の法令報告の扱いについての意見がありまして、これについては原子力規制庁にて検討するという事になってございました。

その後、これまでの間、原子力規制庁では、これらについて公開会合を2回実施したり、あるいは意見交換会合をしたりとか、事業者と議論を行うなどの検討を進めてまいったところで、今回、これまでの検討でおおむね方向性がまとまったものについて、今後の対応方針をお諮りしたいと考えてございます。

それでは、具体的なところは木村から御説明いたします。

#### ○木村原子力規制部検査グループ核燃料施設等監視部門総括補佐

核燃料施設等監視部門、木村より、三つの論点についてそれぞれ御説明をいたします。

まず、「3. 故障に係る法令報告のグレーデッドアプローチ」についてですけれども、まず(1)状況なのですけれども、法令報告につきましても、実用炉規則ですとか加工規則といった各事業の規則で報告の対象が定められております。資料の1ページの下の部分に記載しておりますように、核燃料施設等の故障については、法令報告の事象、それぞれ二つの号に分かれております。

一つ目は、施設が故障した場合において事業や運転に支障を及ぼしたとき、二つ目は、施設の故障によって放射線の遮へいであるとか放射性物質の閉じ込めといったような原子力安全上の機能が喪失又はそのおそれがあるということで、事業や運転に支障を及ぼしたときということになってございます。

2ページに進んでいただきまして、核燃料施設等の事業者と意見交換を行った際に、これら二つの号の統合ですとか、事業に支障を及ぼしたときという部分の考え方を整理してほしいということで意見を頂いております。

原子力規制庁といたしましても、炉規法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）の法目的を踏まえますと、法令報告を受けるべき事象としては、事業や運転への支障ということではなくて、原子力安全への影響そのものが法令報告の対象であるべきであると考えております。

それから、2ページの三つ目の○でございませけれども、施設のリスクに応じた法令報告のグレーデッドアプローチについてでございます。法令報告のスキームにつきましても、一番最後、14ページの参考4に示すとおり、一つの法令報告の事象につきましても、事象が発生して直ちに受け取る、直ちに報と便宜上申し上げますけれども、事業者が取りまとめた原因ですとか再発防止対策の報告を受ける遅滞なく報、この二つの報が提出されるということになっております。

こちらについては、前回の法令報告の制度の改正の際に、実用炉について、過去に類似の事象があつて、原因と対策が明確な事象については、二つ目の遅滞なく報については不要であるというような改正を行っております。

このような事例も参考に、核燃料施設等においてもグレーデッドアプローチの考え方を適用して、法令報告のやり方をもっと効率的にすることができないかということをお考えま

した。

これらを踏まえまして、2ページにお戻りいただきまして、(2)に対応方針の案を記載しております。

一つ目の○につきましては、故障に係る法令報告の対象としまして、現状、事業規則で二つの号に分かれている部分を統合して、「事業や施設の運転に影響を及ぼしたとき」という記載を削除したいと考えております。こうすることで、原子力施設の安全に関する事象を明確に法令報告の対象として位置付けたいと考えてございます。

続きまして、二つ目の○は、リスクの低い核燃料施設等に対するグレーデッドアプローチの考え方になります。具体的には、事業許可におきまして、重大事故ですとか、多量の放射性物質等を放出する事故、いわゆるBDBAが想定されていないような核燃料施設等につきましては相対的にリスクが低いと考えまして、故障に係る法令報告の遅滞なく報の提出を不要にしてはどうかと考えております。

この具体的な施設につきましては、資料に記載しておりますチェックマークで6点ぐらいある施設、熱出力の小さい試験炉ですとか、貯蔵ですとか、廃棄物管理施設といったようなものを想定しております。

これらの施設についても、遅滞なく報は不要とした場合でも、事象が発生しましたという直ちに報は提出されることとなりますので、遅滞なく報がない場合でも、事業者にもちろん原因の分析や再発防止策は講じていただくこととなりますし、そちらについては法令報告という形ではなくて、原子力規制検査で状況を確認していくことにしてはどうかと考えております。

それから、2ページの最後の○のところですが、現在、法令報告の遅滞なく報の情報を用いまして、INESの評価を行っています。遅滞なく報を受けなくなった場合、INES評価をどうするかということなのですが、リスクが高くない施設ですとか事象について遅滞なく報を不要とするということを考えておりますので、そういう事象につきましては、INESレベルもIAEAに報告を要するようなレベル2には至らないと考えられると思っております。こういうものについてはINES評価そのものを行わないことにしてはどうかと考えております。

以上が故障に係るグレーデッドアプローチの対応方針案です。

続きまして、2点目、「4. 廃止措置段階における法令報告対象」です。こちらについては、まず現在の状況について、13ページの参考3を御覧いただきたいのですが、発電炉の例を記載しております。発電炉については、法令報告の運用を定めた訓令の中で、廃止措置段階の法令報告について、一部の事象が適用外となっております。例えば①「運転終了から全ての使用済燃料をサイト外に搬出するまで」を御覧いただくと、3行目辺りですが、適用する号は第1号、第3～12号、第14号ということで記載がございます。ここで除かれているのは、運転の出力変化や停止に係る第2号と制御棒の操作に係る第13号となっております。

それから、第3～5号については、安全上重要な機器のトラブルですとかLCO逸脱についての号ですけれども、これらについては、その時点での炉の安全に係る事象のみを法令報告対象とするということで、訓令上、記載がございませぬ。

資料の3ページにお戻りいただきまして、今、御説明したような記載は、核燃料施設等の訓令にはございませぬ。事業者の方からも、発電炉と同様の対応をするということについて要望を受けているという状況でございませぬ。

そこで、(2)対応方針の部分ですけれども、核燃料施設等につきましても、発電炉と同様の規定を訓令に整備して、原子力安全の観点に係らないような事象を法令報告からは除いて、必要な事象のみを法令報告対象とするということにしたいと思っております。

その際、なお書きで記載しておりますけれども、使用許可につきましても、一つの使用許可で複数の施設を使用しているような事業者もございませぬ。そういう場合には、廃止措置という形ではなくても、使用許可の変更で実質的な廃止措置を実施していることになっておりますので、これも含めて廃止措置同等とみなして、原子力安全の観点に係らないような事象を法令報告の対象から除きたいと考えております。

以上が廃止措置段階の法令報告に対する対応方針案でございませぬ。

最後に、3点目、「5. 核燃料物質によって汚染された物が盗取又は所在不明となった際の対応」でございませぬが、こちらは冒頭に説明があつたとおり、前回の法令報告の改善の際に実施したパブコメで頂いた意見への対応となっております。現状としてそのときのパブコメを御覧いただきたいのですが、7ページの参考1です。線を引いておりますけれども、6番で「核燃料物質によって汚染された物の盗取又は所在不明が生じたときは、外運搬報告基準第1号に該当しないのか」ということで頂いております。今、実際にどうなっているかといいますと、9ページの参考2を御覧いただくと、緑色で示しているものなのですが、一番右側が核燃料物質の工場又は事業所の外における運搬に関する規則ということで、こちらの第1号で核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたときは法令報告してくださいということになっております。

これと同じような記載は、外運搬規則以外の使用ですとか、実用炉ですとか、ほかの規則にも同じように記載がございませぬ。

7ページにお戻りいただきまして、パブリックコメントで頂いているのは、核燃料物質そのものではなくて、それによって汚染されたものがなくなったときは、法令報告には該当しないのですかという御質問でした。

その際の回答として、右側のところになりますけれども、核燃料物質によって汚染されたものの盗取又は所在不明が生じたときは、法令報告事象の第1号には該当しないということで回答がございませぬ。この際に、核燃料物質によって汚染されたものの盗取又は所在不明の扱いについては今後の検討課題とするということで回答をいたしました。その際、漏えいしたりですとか、人の障害が発生したりした場合には、別の号も対象となるということで、併せて回答をしたということでございませぬ。

この状況を踏まえて、改めて事務局、原子力規制庁と事業者の方で検討を進めた結果を御報告いたします。

資料の3ページの一番下の部分に戻っていただきまして、まず原子力規制庁の考え方でございますけれども、現在、核燃料物質の盗取や所在不明については、核物質防護（PP）の観点から報告対象となっております。ただ、汚染されたものについては現在、明確にPPの対象ではないということを考えると、これらの盗取や所在不明を一律に法令報告の対象とすることは適当ではないのではないかと考えてございます。

それよりは、公衆に放射線影響のおそれがある場合に限定して法令報告の対象とすべきではないかと考えまして、「人の障害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」という規則の号、こちらも外運搬に限らず全ての事業規則に同じような記載の号がありまして、こちらを適用して線量の高いものですか、大量の汚染されたものがなくなった場合に、必要に応じて法令報告の対象としてはどうかと考えまして、事業者との公開会合でも、その旨、提案をいたしました。

この公開会合の際に、汚染されたものの実態についても確認をしております。その結果としては、汚染されたもののレベルですとか管理状況が事業者によって様々であるということ。それから、汚染の程度が高いものも一部にはあるけれども、大部分は汚染の程度が低いと考えられること。それから、管理区域の中にあるものは持ち出すときにサーベイするまで具体的な数値は分からないと。管理区域内にある時点では、汚染の可能性のあるものとして扱っている。こういうものが結構あるということが分かりました。

それから、事業者の方からは、管理区域からの持ち出しはきちんと管理をしていて、過去に汚染されたものが盗取又は所在不明となった事例も心当たりがないということで聞いております。

これを踏まえまして、（2）対応方針の部分でございまして、こちらの論点については、事業者から、具体的な運用が明確ではないということで、現場で混乱を来す可能性があるので引き続き検討したいという意見を頂いておりまして、原子力規制庁としても今後も検討を継続したいと考えてございます。検討に当たっては、先ほど御紹介しました実態と合わせまして、現状の運用についても考慮したいと考えております。

現在、法令報告となっていないような事象についても、事業者から事故室（事故対処室）ですとか現地の検査官に前広に報告を受けるということが通例となっておりまして、仮に汚染されたものの盗取ですとか所在不明が発生しても、事業者から報告があつて、原子力規制庁も把握できるというような状況に実際にはあると考えております。今後は、その実態も考慮しつつ、効果的な法令報告制度となるように検討を進めてまいりたいと考えております。

個別の論点については以上です。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

杉本でございます。

以上を受けまして、「6. 今後の進め方」ですけれども、先ほど御説明した3. の(2)の対処方針、そして4. の(2)の対処方針、これらの事項について今回了承が得られるのであれば、原子力規制庁において、今後、公開会合でまた事業者の意見を聴取しながら、必要な規則あるいは訓令の改正案を作成して、今年9月頃を目途にまた原子力規制委員会に諮ることとしたいと考えております。

「なお」のところですが、使用済燃料貯蔵事業については、現在まだ運用されている施設がございません。事業規則自身はあるのですが、法令報告の運用についての訓令というものをまだ制定していないことから、今後、この規程等の改正を行う際に、併せて訓令の制定を諮りたいと考えてございます。

最後、5. の事項については、御説明しましたように引き続き事業者の意見を聴取した上で、対応方針を追って原子力規制委員会に諮りたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○山中委員長

御質問、コメントございますか。

○田中委員

核燃料施設等に対してグレーデッドアプローチをどのように対応するかは簡単なものではなくて、大変複雑なものだと理解してございます。そうであるからこそ、具体の施設について、具体的な事象をイメージしつつ検討することが大切だと考えます。

3. と4. については事業者の意見を聴取しつつ、必要な規則等の改正案を作成するという方針でいいかと思えます。また、5. についても、事業者の意見を聴取しながら引き続き検討すると書いていますが、ここで言っている事業者とは具体的にどのようなところが対象となるのでしょうか。たくさんあるかと思うのですが。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

杉本でございます。

おっしゃるとおり様々な核燃料物質を扱うところはすべからく対象になってくるとは思います。特に放射化された試験片とか、そういったものを分析するような事業者、こういったものについては比較的線量の高いものを持っている。ただ、そういったものはきちんと個別管理もして、しっかりした管理がなされているといったような状況があります。

一方で、いろいろと汚れを拭いたようなものとか、そういったようなものをまとめて最後廃棄物にする、そういったようなものは、まずはポリ袋に入れて保管していたりとかいうのがあるのでしょうか、また、レベル的には、使用施設などではグローブボックスの中でいろいろやったときに出てくる廃棄物、そういったものには線量が高いものがあるかと思いますが、それもまた線量が高いので、しっかりとした管理はなされていると事業者からは聞いておりますが、全般的にそういったようなことがイメージできるのではないかと考えております。

○田中委員

様々な事業者があるかと思えますし、また原子力研究開発機構（JAEA）なども結構やっているかと思うので、日本全体でこの辺をまとめるような事業者、組合とかはないのですが、JAEAなどもしっかりとした意見を言っていただきたいなと思えます。

○山中委員長

そのほか、御質問、コメントはございますか。

どうぞ。

○木村原子力規制部検査グループ核燃料施設等監視部門総括補佐

先ほどの田中委員の御質問に関して1点補足なのですが、今回、核燃料施設等における法令報告の改善ということで御紹介をさせていただきますけれども、最後の5.の汚染されたものの対応につきましては、原子力事業者として発電炉についても同じ状況にございますので、電力の皆様とも意見交換をしている旨、申し添えます。

失礼いたしました。

○山中委員長

どうぞ。

○伴委員

今の説明の中で、3.と4.に対する対応方針は妥当なものだと思います。

5.は引き続き検討ということなのですが、何のためにどういう目的で報告を求めるのかというのを実際にユーザー側と共有することが重要なのではないかと思います。まず、1号に該当するかどうかというのは、あくまでセキュリティの観点からだから、それに該当しないという説明は理にかなったものだと思います。

そうした場合に、汚染されたものというのは、セキュリティの方ではなくてむしろセーフティに絡むものとして、そちらの方で報告を受けるのですというのは分かりやすいのですが、ただ、4ページのここに書かれている「人の障害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」というのが、障害って何ですかと掘り下げていくと分からなくなるのです。だから、多分障害というよりも、有意な被ばくが発生したあるいは発生させるおそれがあるというような表現の方が恐らく分かりやすいのだけれども、その場合、有意な被ばくって何ですかというようにやはり難しさが残るのです。

そういう観点からすると、被ばくが微々たるものであればいいではないかということになるのだけれども、その場合でも管理には失敗しているのです。だから、管理に失敗したという事実を重く見るのであれば、もしかしたらそこに何か重要な問題が潜んでいるかもしれないという捉え方をするのであれば、これも報告の対象となるべきだろうと思えますので、いずれにしても、どういう観点からどういう理由で報告を求めようとしているのか、そこをきちんと整理して、ユーザー側と共有することが重要だと思います。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

杉本でございます。

先ほど説明の中でもありましたけれども、法令報告対象になっていなくても、事業者は



かなり前広に、このようなことが起こってしまいましたというようなことは、事故室若しくは規制事務所の方に一報を入れたりとかというのはございます。だから、そういう報告があつたらどうなっているのだというのは、規制検査の中でこれまでも通常、その対応を確認したりとかをやっているわけでございます、そういった既にやっているそういう運用と、今、御指摘のあった点をどのように考えるかというのは、また事業者と相談あるいは意見を交換していきたいと思っております。

○山中委員長

そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

昨年、実用炉についての法令報告について検討を行って、法令改正を行ったときに、いわゆる検討中ということで残った案件三つということだと思います。

三つ目は、盗まれるということはそんなにあることではないし、過去にもないかと思うのですけれども、意図せず汚染されたものが管理区域から出てしまう、あるいは保管したものを間違えて出してしまうというようなことは、様々な事例としてはあろうかと思えますし、これは意見交換をして、どういうものを事象として扱った方がいいのかということはいくつか検討していただいた方がいいかなと思います。

被ばくくんぬんということももちろんあろうかと思えますし、安全上というよりは、むしろPP上、あるいはSG（保障措置）上の取扱いをしないといけないケースもあろうかと思えますし、この辺りはもう少し意見交換していただいて、検討していただければと思います。

5. については検討を続けるということによろしいかと思いますが、3.、4. の対応方針についていかがでしょうか。了承してよろしゅうございますか。

（首肯する委員あり）

○山中委員長

ありがとうございます。それでは、そのとおりとさせていただきます。

以上で議題2を終了いたします。

次の議題は「『脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律』の成立及び今後の対応」です。説明は原子力規制企画課の金城課長からお願いします。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

企画課の金城の方から、資料3に基づきまして御報告させていただきます。

趣旨にもございますように、今国会に提出しました改正法が成立しまして、その施行に向けた今後の対応について本日は報告するといったものでございます。

この改正法ですけれども、経緯のところがございますように、2月13日に原子力規制委員会です承された炉規法の改正案を含んだ改正法案になっておりまして、2月の閣議決定を経て国会に提出され、衆議院の方では4月27日に修正の上、可決されまして、5月31日

に参議院の本会議で可決され、こちらにあります。まだ予定として資料では書いてありますけれども、本日確認しましたけれども、6月7日に公布されたといったものでございます。官報をネットですぐ検索できますので、その号外といったものを見ていただければ、今、ネットで見ている方々も確認できるかと思えます。

改正法案からの修正は、後ほど参考2のところで説明したいと考えてございます。

今の衆議院と参議院においても附帯決議がなされまして、施行に当たっての配慮といったものが決議がなされているものでございます。これもまた後ほど参考資料で説明いたします。

今後の対応ですけれども、この改正法で、公布後2年以内に長期施設管理計画の認可制度、新制度を導入することとなりまして、この制度への円滑な移行を行うための準備をする手続を公布後6か月以内に開始する必要があります。それに必要な規則、審査基準類は検討チームにおいても既に検討を始めておりまして、引き続き検討を進めたいと考えてございます。

どういう規則類を今、準備しているかといったものを(1)から(3)の方で紹介いたしますと、まず、6か月以内の準備行為の施行のために、手続的に施行期日を定める政令とか手数料を定めるものがございますけれども、いろいろと中身があるものとしましては、規則の改正、審査基準、記載要領といったところで、前回の検討チームでたたき台は一通りお示ししているところでございます。今、詳細を詰めているところでございます。

(2)にございますように、本施行になります2年以内にそろえなくてはいけないのは、最初の二つは同様に施行期日や手数料に関するものでありますけれども、長期停止炉に関する規定の整備の関係で、ここにございますような基準、ガイドの改正といったものを準備しなければならないと考えてございます。

(3)のところにありますのは、いろいろハネ改正や行政文書管理などのために必要な規程類の整備がございまして、これはまた整備出来次第、お諮りすることになるかなと考えてございます。

参考資料の説明をさせていただきますけれども、3ページ目の参考1、国会審議の過程をまとめたものでございます。最後の6月7日公布(予定)といったものは無事公布されましたと先ほど報告したとおりでございます。

衆議院の修正については、参考2からつけておりますけれども、最初の4ページ目は原子力基本法でありますので、内閣府の方の所掌になりますけれども、我々の炉規法に係るものとしては、5ページ目の第18条第3項にございます。施行後5年以内にいろいろと検討するといったものですけれども、新炉規法の施行の状況に加えて、審査の効率化、審査体制の充実といったものを含めて、規制の在り方について検討を加えて、必要な措置を講ずるという修正が加わったものでございます。

附帯決議でありますけれども、まず衆議院の方は参考3の資料の7ページ目でございます。今回東電法案でしたので、他省庁の分もいろいろと入っておりますけれども、我々に関

係するものとしては一のところでは、2行目から「原子力規制委員会は」と明確に書いてありますけれども、審査業務の効率化に努め、事業者とコミュニケーションを積極的に進め、審査に手戻りがないよう努めることというものと、もう一つ、8ページ目の六のところにありますけれども、原子力規制委員会及び原子力規制庁は、ガバナンス強化、マネジメントの検証といったものにしっかりと取り組んで、その検証結果などを公表することといった附帯決議がついてございます。

参考4は参議院の方の附帯決議でございますけれども、こちらは先ほど同様のものが10ページ目から始まりますけれども、二と四は先ほどの衆議院と同じような内容になっておりますけれども、一つ加わったものとしては、11ページ目の六のところでは、前半部分の処分場の確保やクリアランスの推進といったところで推進官庁側に向けた附帯決議でしたけれども、これに加えて、最後から2行目から始まります廃止措置や廃棄物処分に係る規制や作業管理の在り方について、リスクレベルに応じた作業が可能となるよう検討を進めることといったような附帯決議がついてございます。

最後の参考資料5は、本文でも説明したこれから準備していかなければいけないような規程類を一覧にして図示したものでございます。

説明は以上でございます。

○山中委員長

御質問、コメント等ございますでしょうか。

特によろしいですか。

どうぞ。

○伴委員

確認ですけれども、今回の法改正、この中でカバーされているのは結局物理的な経年劣化の話とサプライチェーンの確保、そこのところで、これとは別に議論になった設計の古さの話があって、それについては安全性向上評価を活用して、そこでリファレンスプラントとの差分を見るようなことを考えようという提案がありましたけれども、それについてはこの外で別途、今後議論していくという理解でよろしいですね。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

今の御指摘で構いません。既に炉安審（原子炉安全専門審査会）・燃安審（核燃料安全専門審査会）でも議論を始めていますので、近々またその審議の状況なども御報告できたらと考えてございます。

○山中委員長

そのほかございますか。

○杉山委員

今、伴委員もおっしゃったように、今後の対応の中で記載されていることは基本的には物理的な劣化、サプライチェーンに関するもので、その基本方針は以前の原子力規制委員会でも原子力規制委員会として了承された。あれはあれで大きな方針であって、今、それ

が具体化するための実際の文案作成を進めているということで、これは検討チームの中で進めているという状況です。

私を含めほかの委員の方々にも御参加いただいていますので、その中できちんと見ながらこの作業を続けていくつもりでおります。

以上です。

○山中委員長

そのほかいかがでしょう。

よろしいですか。

少なくとも検討チームは継続して実施をしていただいているということで、本日紹介いただいた内容というのは検討チームの中ではまだ固まっていない部分もあるという解釈でよろしいですか。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

御指摘のとおりでございまして、前回の検討チームで先ほどの規則類、基準類、記載要領などのたたき台を出して、またいろいろと御指摘いただいていますので、それを踏まえた修正を検討チームで引き続き議論していくということで今、予定をしております。

○山中委員長

あと、伴委員からもございましたけれども、設計の古さについて、今回は技術的な設計の古さについては長期施設管理計画の中に含まれるということで、もう既にその技術的な検討は済んだということで、それ以外の部分については、検討チームの中ではもう検討せずに、炉安審・燃安審で検討いただくということでよろしいのですか。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

今もう既に炉安審・燃安審で安全性向上評価届出の議論が始まってございますので、まずその中で議論を進めていこうかなと考えてございます。

○杉山委員

決してそれは今後検討チームでその話題を触れないということではないと思っております、当然、炉安審・燃安審の結果などを踏まえた上でまた議題に入ってくることもあると思っております。

○山中委員長

設計の古さについて、特段のテーマとして挙げて、事業者との意見交換をするというような具体的な提案というのは、これから検討チームでされて、進めるということでよろしいですか。

○杉山委員

いろいろなことはまだ検討チームの中でやるつもりでおりますので、今おっしゃったことも含めてということですよ。

○山中委員長

よろしく申し上げます。

よろしいでしょうか。

それでは、本件は報告を受けたということで、終わりにしたいと思います。議題の3を終了いたします。

次の議題は「ALPS処理水の海洋放出に関するIAEA包括レビューミッションの概要」です。説明は1F室（東京電力福島第一原子力発電所事故対策室）の大辻室長補佐からお願いいたします。

○大辻原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室室長補佐

1F室、大辻です。

それでは、資料4に基づき、ALPS処理水（多核種除去設備等処理水）の海洋放出に関するIAEA包括レビューミッションの概要について御報告いたします。

まず、「1. 趣旨」ですが、令和3年7月の日本政府と国際原子力機関（IAEA）との間での取決めにに基づき、IAEA包括レビューミッションが実施されたことから、その概要について速報として御報告するものです。

「2. 経緯」ですが、先ほど申し上げた取決めにに基づき、これまで昨年3月と本年1月に規制に関するレビューミッションが行われております。その内容及び結果については、IAEAが進捗報告書として公表しております。1月のミッションの報告書については、公表後の5月10日の原子力規制委員会で概要を御報告したところです。

「3. 今回の包括レビューミッションの概要」ですが、実施期間は先週5月29日から6月2日、場所は今回外務省で開催されました。

参加者ですが、IAEAレビューチームはこれまでと同様にグスタボ・カルーン調整官他IAEA職員7名、そして、IAEAの事務局長から指名された各国の専門家、今回は9名が御参加されました。

日本側の参加者としては、原子力規制委員会に加えて、今回は外務省、資源エネルギー庁、環境省、水産庁、そして東京電力と関係する機関が全て参加した形になっております。原子力規制委員会からは伴委員、原子力規制庁からは森下審議官にも御参加いただいております。

次に、会合の内容ですが、今回のミッションはIAEAがALPS処理水の海洋放出の安全性に関する包括報告書を発行する前の最終的なミッションとして、技術的事項についてIAEAの理解を最終的に確認するということを目的として実施されました。

原子力規制委員会からは、本年1月に実施された第2回規制レビューミッション以降の規制活動の進捗、そしてこれまでの進捗報告書において示されたフォローアップ事項に対する回答及び対応を説明し、議論を行っております。

説明を行った主な事項を次ページに記しております。

まず、規制活動の進捗としては、本年5月10日に認可した海洋放出時の運用等に関する審査結果、そして使用前検査及び保安検査の進捗も御説明しました。この検査に関しては、5月24日の原子力規制委員会で御報告した内容をIAEAにも御説明した形となっております。

そして、フォローアップ事項に対する主な回答及び対応としては、ここに主なものを3点記させていただきました。

まず、1点目は最適化に関するもので、放出開始後、監視・評価検討会（特定原子力施設監視・評価検討会）において、中期的リスクの低減目標マップを改定する際に防護の最適化を検討すること。そして、核種分析の品質保証について、東京電力に要求している規制の内容。最後に、総合モニタリング計画に基づく海域モニタリングにおける各機関の役割ということで、主にこれらについて御説明をいたしました。

そして、「また」以降ですが、IAEAレビューチームの一部が前週の5月24日及び25日に福島第一原子力発電所を訪問されて、原子力規制庁が実施した使用前検査に立ち会われています。

最後に、「4. 今後の予定」でして、先ほど申し上げたとおり、IAEAはこれまでの全てのレビューミッションで得られた所見をもとに、IAEA安全基準に基づきALPS処理水の海洋放出の安全性に関する包括報告書を発行するとされています。

最後に、以前も参考としてつけた「IAEA規制レビューとは？」という資料をアップデートして3ページにつけております。

少し御覧いただきますと、中段に記載しているとおおり、日本政府とIAEAとの間の合意に基づいて、後段に記載されている三つのレビューがこれまで行われてきました。

一つ目は防護と安全性の評価ということで、これは経済産業省、東京電力に対するレビューです。

二つ目が規制活動・プロセスということで、これは原子力規制委員会に対するレビュー。

そして最後が、独立したサンプリング、データ検証、分析ということで、IAEA自らもALPS処理水の分析をされました。直近では、その分析結果が5月31日に報告書として公表されておりまして、そこでは、分析結果を比較した結果、東京電力の分析の技術・能力は高い水準であるというような内容が記されております。

最後に、今回の包括レビューを最後に記しておりまして、先ほど申し上げたとおり、これまでのレビュー全てを踏まえた包括報告書が今後公表される予定となっております。

私からの報告は以上です。

○山中委員長

ありがとうございます。

御質問、コメントございますか。

よろしいですか。

包括レビューの最終的な時期というのは、これからということですね。まだ分からない。

○大辻原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室室長補佐

包括報告書の公表時期についてはIAEAから言及されておりませんので、現時点では未定ということになっております。

よろしいでしょうか。

それでは、本件は今後、包括報告書が発行された際に再度報告いただくということで、よろしく申し上げます。

以上で議題4を終了いたします。

最後の議題は「令和4年度第4四半期における専決処理（報告）」です。説明は総務課の黒川課長から申し上げます。

○黒川長官官房総務課長

総務課長の黒川です。

資料5を御説明いたします。

令和4年度第4四半期における専決処理の報告ということで、定例で四半期ごとに行っている専決処理の報告であります。

「2. 内容」というところにありますように、この四半期、第4四半期は、炉規法関係が88件、RI法（放射性同位元素等の規制に関する法律）関係8件の計96件の専決処理を行っています。大抵年度の第1四半期と第4四半期は組織変更みたいなものが多め、100件ぐらいありまして、第2四半期、第3四半期は60件ぐらいになっていますので、その相場ぐらいかなと思います。

2ページ目以降も特に代わり映えはしないのですけれども、どういうものがあるかだけ簡単に御紹介しようと思います。

炉規法関係の（1）が保安規定の変更の認可が8件ありまして、例示で挙げてありますのはもんじゅのものでありまして、廃止措置が第2段階に移行したことに伴った変更ということになります。

（2）核物質防護規定の変更ですが38件、要は関係行政機関への協議と、認可そのものと、1件で2件ありますので、実質半分の19件ということになります。例に挙げておられますのが柏崎刈羽のものでありまして、立入制限区域の変更などということを行っています。

（3）廃止措置の変更でありまして、7件です。例で挙げておられますのが伊方の1号炉でありまして、使用済燃料がもう搬出されていますので、廃止措置の進行に伴って海水ポンプの廃止などを行うというものになっています。

（4）が使用の変更でありまして、例で挙げておられますのがJAEAの核燃料サイクル工学研究所の変更ということで、1F（東京電力福島第一原子力発電所）の燃料デブリの分析をするためということになっています。

（5）が使用の分割・合併ですが、三菱原子燃料が組織変更で会社分割しましたので、それに伴う認可ということになります。

（6）が使用の保安規定の変更2件でありまして、例で挙げておられますがJAEAの大洗南地区ということで、クリアランス済みの廃棄物の取扱いの規定を追加したことになります。

（7）が使用に関する核物質防護規定の変更認可ということで8件です。これも実質半分の4件です。例示に挙げていますのはJAEAの大洗の北地区のものということでありまして、燃料研究棟施設に関する変更ということのようです。

(8) が使用の廃止措置の認可ということで、例で挙げておりますのが三菱電機の神戸製作所の廃止措置になります。

(9) が国際規制物資に係る計量管理規定の変更ということで、7件ですけれども、例で挙げておりますのがもんじゅであります、組織改正に伴う変更ということになります。

(10) の指定情報処理機関事業計画等の認可2件ですけれども、毎年年度末に行っているもので、核物質管理センターの事業計画と収支予算の認可ということになります。

(11) が福島第一の特定原子力施設の実施計画変更ということで、随時細々した変更がありまして、合計9件ということになります。

2. RI法が8件ありまして、8件中7件、例示で挙げてあるものも含む7件が病院の医療機器に関する変更ということになっています。

説明は以上です。

○山中委員長

御質問、御意見等ございますか。

どうぞ。

○伴委員

一つ細かいことなのですが、最後のRIの規制に関するところで、基本的に治療用の放射線発生装置の追加とか更新で、それに伴う遮へい物の追加とかそういうことが挙げられているのですが、その中で91番の聖マリアンナ医科大学の部分は、遮へい物に係る変更についてと書いてあって、発生装置自体の追加変更ではないようなのですが、どういふ申請か分かりますか。

○黒川長官官房総務課長

すみません。即答できません。

○伴委員

もし分かれば、後で教えてください。

○黒川長官官房総務課長

御報告いたします。

○山中委員長

そのほかいかがでしょう。

よろしいですか。

それでは、本件はこれで報告を受けたということで、伴委員からの質問は伴委員に直接でよろしいですか。よろしく申し上げます。

以上で議題5を終了します。

そのほか何かございますか。

ないようですので、本日の原子力規制委員会はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。